

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度等について

国土交通省自動車局旅客課
旅客運送適正化推進室

1. 点数制度について

(1) 目的

営業所ごとに行う自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）について、事業者単位等で累計することで、一定の場合に事業の停止又は許可取消処分を受けることを明らかにすることにより、事業者自らの法令遵守に対する意識の高揚を図ることを目的としている。

(2) 制度の概要

事業者が道路運送法（以下「法」という。）等の法令違反があり、法第40条の規定による自動車等の使用停止処分を行うにあたり、その処分日車数（停止日数×停止車両数）10日車までごとに1点とする。

違反点数の累積期間は原則として3年間であるが、仮に違反点数が付与されても、行政処分日以前の2年間、違反点数の付与がなく、その後2年間無事故無違反で違反点数の付与がない場合、違反点数が消去される。

違反点数の累積期間	原則3年間
違反事業者名の公表	累積違反点数が20点超となった場合
1. 事業の停止処分	<p>(乗合・貸切)</p> <p>事業者単位で違反点数の累計が50点を超えた場合</p> <p>(乗用)</p> <p>ア 一の運輸支局の管轄区域内において違反点数の累計が50点を超えた場合</p> <p>イ 一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が100点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間にアにより事業停止命令を受けていない場合</p> <p>ウ 事業者単位での違反点数の累計が200点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間にア又はイにより事業停止命令を受けていない場合</p>

2. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令	<p>(乗用)</p> <p>ア 複数の運輸支局の管轄区域内に営業区域を有する事業者について、一の運輸支局の管轄区域内において違反点数の累計が80点を超えた場合</p> <p>イ 複数の地方運輸局の管轄区域内に営業区域を有する事業者について、一の地方運輸局の管轄区域内において違反点数の累計が160点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間にアの命令が発動されている場合</p>
3. 事業の許可取消処分	<p>(乗合・貸切)</p> <p>事業者単位で違反点数の累計が80点を超えた場合</p> <p>(乗用)</p> <p>ア 一の運輸支局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者について違反点数の累計が80点を超えた場合</p> <p>イ 一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて営業区域を有する事業者について違反点数の累計が160点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に2. アの命令が発動されている場合</p> <p>ウ ア、イ以外の事業者について違反点数の累計が320点を超え、かつ、当該超えた日以前3年間に2. イの命令が発動されている場合</p>

2. 即時事業停止処分（点数制度によらないもの）

（1）目的

運転者の酒気帯び運転や過労運転による重大事故、運転者が酒気帯び運転を行っていたことを事業者が黙認している等極めて悪質な事案が後をたたないことを踏まえ、更なる法令遵守の徹底及び輸送の安全の確保を図ることを目的としている。

（2）制度の概要

事業停止期間	違反行為
14日間	事業者ぐるみで酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を命じ又は容認した場合
7日間	<p>①事業者ぐるみで過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を命じ、又は容認していた場合</p> <p>②酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故を引き起こした事業者であって、当該違反を防止するための指導監督が不十分であった場合</p>

3日間	<p>①過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を伴う重大事故を引き起こした事業者であって、当該違反を防止するための指導監督が不十分であった場合</p> <hr/> <p>②重大事故を引き起こした運転者の勤務時間等の違反が31件以上あった場合</p> <hr/> <p>③酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行った事業者であって、当該違反を防止するための指導監督が不十分であった場合</p>
-----	--